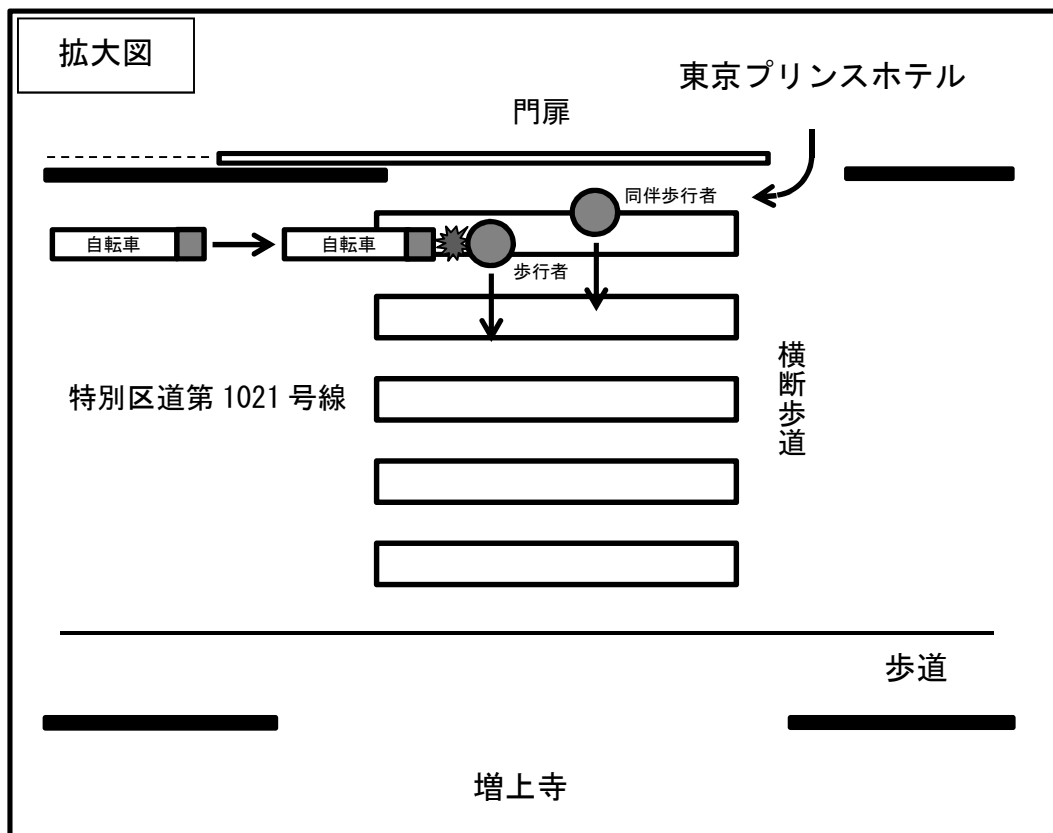


施設課

自転車の事故の概要について

- 1 発生日時 平成31年1月8日（火） 午前9時50分頃
- 2 発生場所 港区芝公園四丁目7番先
（特別区道第1，021号線（増上寺北側の区道））
- 3 事故の状況
職員が出張から帰庁するため、区所有の電動アシスト自転車で増上寺北側の区道（特別区道第1，021号）を東京タワー方面から都道日比谷芝浦線（日比谷通り）方面へ走行中、横断歩道を歩行していた相手方（歩行者）に衝突した人身事故です。
事故原因は、運転職員の前方不注意です。
- 4 相手方の被害状況
相手方は、右膝に打撲傷及び擦り傷を負っています。
その他相手方からの申立てでは、携帯電話、ズボン及び靴に損傷があり、受傷の状況からしばらくは休業しなければならない見込みとのことです。
- 5 損害賠償額等
示談交渉中
- 6 再発防止策等
事故の再発防止を図るため、事故当日、直ちに運転していた職員及び各係長に対し、自転車利用時の安全確認を厳重に行うよう指導しました。
また、1月16日（水）には、課職員全員に対し事故の概要を説明した上、自転車利用に際しては常に安全運転を心がけ、自転車による死亡事故もあり得ることを想定し、歩行者等に注意を払うよう再度指導を徹底しました。
自転車利用時の安全運転について、全庁に改めて注意喚起し、事故の再発防止策の徹底を図るべく、関係各課と緊密に情報共有しました。



事故現場写真（全景）



事故現場写真（近景）

